

## 特別支援学校設置基準について

報告内容：「特別支援学校設置基準」（令和3年文部科学省令第45号）が公布されましたことから、内容と現状について、報告いたします。

1 公布日：令和3年9月24日

2 施行期日：令和4年4月1日

〔「編制」、「施設及び設備」に関する規定は令和5年4月1日  
※現に存する施設等については、当分の間、なお従前の例によることができる。〕

3 趣 旨

- ・慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から設置基準が制定されたもの。
- ・特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準となっている。
- ・地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっている。

4 主な内容（詳細は参考資料のとおり）

○第1章 総則

○第2章 学科

- ・高等部の学科の種類【第3～4条】  
（例 視覚障害：理療・理学療法等）

○第3章 編制

- ・一学級の幼児児童生徒数【第5条】  
〔 幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、  
重複障害3人以下 〕
- ・教諭等の数等【第7～12条】  
（相当数の副校長または教頭、養護教諭、事務職員等）

○第4章 施設及び設備

- ・校舎、運動場の面積【第14条、別表】  
〔 校舎…学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定  
運動場…学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定  
※特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は適用除外 〕
- ・校舎に備えるべき施設【第15条】  
（例 自立活動室(教室と兼用可)、図書室、保健室、職員室等）

5 本県の現状と今後の対応

- ・本県の現状は、別紙のとおり。
- ・現在特別支援学校が抱えている課題の対応については、在籍数の今後の推移を踏まえ検討していく。

